

平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株 式 会 社 M C J
代表者名 代表取締役社長兼会長 高島 勇二
(東証マザーズ コード番号:6670)
問合せ先 取締役 コーポレート本部長 浅貝 武司
(電話番号 03-5821-7114)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の非継続(廃止)に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 10 回定時株主総会の決議に基づき導入された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の内容について、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 11 回定時株主総会において、その一部を修正(以下、修正後の買収防衛策を「本プラン」といいます。)し、その後、平成 22 年 6 月 29 日(第 12 回)、平成 23 年 6 月 29 日(第 13 回)、平成 24 年 6 月 28 日(第 14 回)及び平成 25 年 6 月 27 日(第 15 回)開催の各定時株主総会において、その継続についてご承認をいただいております。

本プランの有効期間は、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 16 回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)終結の時までとなっておりますが、今般、当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続せず、廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、平成 20 年 5 月 20 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を決定し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2))として、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 15 回定時株主総会におけるご承認を得て、本プランを継続しております。

当社は、本定時株主総会終結の時をもって本プランの有効期間が満了するにあたり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの取扱いについて、独立委員会の各委員の意見を踏まえつつ慎重に検討を重ねてまいりました。

本日付で公表いたしました平成 26 年 3 月期決算短信に記載のとおり、当社の連結営業利益は 4,061 百万円、連結経常利益は 4,005 百万円、連結当期純利益は 1,812 百万円となり、各利益において過去最高益を達成しております。当社は引き続き、グループシナジーを最大限に発揮するための構造改革や、M&A による既存事業の強化及び拡大、並びに新規事業領域への進出等により、持続的な利益の創出及び拡大を図つ

ていく所存ですが、当社といたしましては、本プランの有無にかかわらず、そうした一連の取り組みを着実に真摯に実行していくことが、当社とステークホルダーとの信頼関係をより一層強固なものとし、当社グループの中長期的な企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

また、上記取り組みと同時に、株主の皆様に対し適時適切な情報開示を行い、当社の企業価値を正しく評価していただくよう継続的に努めていくことが、結果として、基本方針に照らして不適切と思われる者による大規模買付行為の可能性を低減する効果を生むものと考えられます。

加えて、金融商品取引法による株式の大規模買付行為に関する整備が浸透したことにより、本プラン導入の目的の一つであった、株主の皆様及び当社取締役会が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという点についても、一定程度担保されております。

上記を総合的に勘案いたしました結果、当社は、本日開催の取締役会におきまして、本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続せず、廃止することを決定いたしました。

なお、本プランの廃止後においても、当社株式の大規模買付行為が発生した場合には、大規模買付行為を行おうとする者に対し、当該買付けの意図や目的等に関して、必要かつ十分な情報提供を求めるとともに、適時適切な情報開示や、株主の皆様が検討に必要とする時間の確保に努めるなど、法令及び定款の範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以上